

大口町民聴講生制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町立学校（以下「町立学校」という。）で行われる授業及び行事等の教育活動を広く町民に生涯学習の場として開く、聴講生制度（以下「制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(制度の目的)

第2条 この制度は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 学校教育を生涯学習の基礎を学ぶ場にとらえ、町民の生涯学習としての教育の機会とすること。
- (2) 地域に開かれた学校の姿を求め、学校が地域を作り、地域が学校を作るといふ関係を醸成すること。
- (3) 町民及び児童生徒が、ともに生活する場や学びあう場を持つことにより、町民に生きがいを提供し、及び児童生徒に思いやり及び学習意欲の向上を期待すること。
- (4) 学習活動の場面に応じては、聴講生も指導者として知識及び技能を生かすことができ、より質の高い学習活動が期待できること。
- (5) 授業に適度な緊張感を与え、教員の意識の改革を図ること。

(事業の内容)

第3条 教育委員会は、聴講生の希望により学校教育活動の一部又は全部を児童生徒とともに学習する場として提供するものとする。

- 2 聴講は、学校休業日を除く日に行うものとし、聴講生と教育委員会の協議により、具体的な日時を決定する。
- 3 教育委員会は、聴講が終了したときは認定証を聴講生に交付する。

(事業の推進)

第4条 教育委員会は、町民の希望を取りまとめ、町立学校と調整を図るものとする。

- 2 学級編制において、聴講生は学級定員数外とし、原則として1学年1名までと

する。この場合において、学級人員が多くならないように配慮するとともに聴講生の子又は孫と同じ学級にならないよう編制しなければならない。

3 聴講生の募集は、教育委員会が行う。

4 教育委員会は、聴講生が健全な教育活動に支障をきたすような行為を行ったときは、その身分を取り消すことができる。

5 聴講生としての受講料は無料とする。ただし、教材費、学校給食費等の必要な経費は、聴講生が実費を負担する。

6 聴講生に事故等があった場合は、自己の責任において処理する。

(聴講生の募集)

第5条 聴講生の募集については、教育長が別に定める。

(聴講生の申込み)

第6条 制度の利用を希望する者は、大口町民聴講生申込書（別記様式）を教育長に提出しなければならない。

(聴講生の決定)

第7条 教育長は、前条に基づく申込みがあった場合には面談等を行い、適当であると認めたときは、速やかに聴講生として決定し、及び通知するものとする。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町民聴講生申込書

申込日

年 月 日

ふりがな			
氏名		性別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日	（年齢 歳）	
住所	（郵便番号 — ） 丹羽郡大口町		
連絡先	自宅（ ） — 携帯（ ） — 緊急連絡先（ ） — ※校内で体調が悪くなった場合等に連絡すべき方の連絡先		
希望の学校	大口南小学校 ・ 大口北小学校 ・ 大口西小学校 大口中学校		
希望の学年	《小学校》 2年 ・ 3年 ・ 4年 ・ 5年 ・ 6年 《中学校》 1年 ・ 2年		
希望の教科	《小学校》 国語・社会・算数・理科・音楽・図画工作・家庭科 外国語活動 《中学校》 国語・社会・数学・理科・音楽・美術・技術家庭 英語		
希望の動機			